

議案第 34 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 一般財団法人世田谷トラストまちづくりの公益財団法人への移行に伴い、
規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。